プロジェクト　**金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目　**金融商品会計 Q&A の見直しに関する検討**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品会計 Q&A」という。）の見直しに関する検討について ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. ASBJ 事務局による分析及び提案

償却原価法に関する金融商品会計 Q&A の関連修正

（分析の対象）

2. 現行の金融商品会計 Q&A において、償却原価法に言及している項目は以下のとおりであり、これらの関連修正の必要性及び見直しについて検討する。

Q&A	内容
Q24	転換社債型新株予約権付社債の会計処理
Q24-2、Q25 及び Q26	有価証券に関する償却原価法の適用
Q38	債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と償却原価法

（全体的な用語の置換え）

3. 第 548 回企業会計基準委員会等[1]においてお示した企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の文案（以下「金融商品会計基準改正案」という。）及び金融商品実務指針の文案（以下「金融商品実務指針改正案」という。）では、以下の用語について置換えを提案している。

現行の金融商品会計基準又は 金融商品実務指針における用語	金融商品会計基準改正案又は 金融商品実務指針改正案における用語
貸倒見積高	予想信用損失
償却原価法に基づいて算定された価額	償却原価
（現行の）償却原価法	金利調整差額法による償却原価法

[1] 第 548 回企業会計基準委員会（2025 年 6 月 5 日開催）及び第 239 回金融商品専門委員会（2025 年 5 月 29 日開催）を合わせて「第 548 回企業会計基準委員会等」という。

（現行の）利息法	金利調整差額法における利息法
（現行の）定額法	金利調整差額法における定額法
回収可能見込額	期待キャッシュ・フロー

4. これらの用語については、金融商品会計基準改正案及び金融商品実務指針改正案の本文と整合させるため、本資料第 2 項の金融商品会計 Q&A において同様に置き換えることが考えられる。

(Q24)

分析

5. 金融商品会計 Q&A Q24 は、その他有価証券に分類した転換社債型新株予約権付社債への償却原価法の適用に関する Q&A である。その他有価証券の会計処理は本プロジェクトにおいて変更されないため、本資料第 3 項及び第 4 項記載の全体的な用語の置換えのみを行うことが考えられる。

事務局提案

6. 前項のとおり、金融商品会計 Q&A Q24 を見直すことが考えられるがどうか。具体的な文案については、審議事項(2)-6 を参照されたい。

(Q24-2)

分析

7. 金融商品会計 Q&A Q24-2 は、満期償還日までの間に元本の償還が行われる債券について主に現行の償却原価法における定額法による償却原価法の計算方法を示す Q&A である。

8. 現行の償却原価法における定額法は、金融商品実務指針改正案においては金利調整差額法における定額法が該当する。金融商品実務指針改正案において、金利調整差額法による償却原価法を適用できるのはその他有価証券であることから、金融商品会計 Q&A Q24-2 は、その他有価証券に限定した記載とすることが考えられる。また、本資料第 3 項及び第 4 項記載の全体的な用語の置換えを行うことが考えられる。

事務局提案

9. 本資料第 7 項及び前項の分析に基づき、前項のとおり、金融商品会計 Q&A Q24-2 を見直すことが考えられるがどうか。具体的な文案については、審議事項(2)-6 を参照されたい。

(Q25)

分析

10. 金融商品会計 Q&A　Q25 は、時価による減損処理を行った債券についての償却原価法の適用に関する Q&A である。

11. 金融商品実務指針改正案において、満期保有目的の債券及び貸付金代替性私募債には予想信用損失モデルが適用されることとなるため、時価による減損処理が行われるのはその他有価証券のみとなる。このため、金融商品会計 Q&A　Q25 は、その他有価証券に対象を限定して記載することが考えられる。また、本資料第 3 項及び第 4 項記載の全体的な用語の置換えを行うことが考えられる。

事務局提案

12. 本資料第 10 項及び前項の分析に基づき、前項のとおり、金融商品会計 Q&A Q25 を見直すことが考えられるがどうか。具体的な文案については、審議事項(2)-6 を参照されたい。

(Q26)

分析

13. 金融商品会計 Q&A　Q26 は、その他有価証券の債券への償却原価法の適用に関する Q&A である。ただし、その他有価証券の債券の会計処理を説明する前提として、現行の金融商品実務指針第 70 項の満期保有目的の債券における償却原価の算定についても記載している。

14. その他有価証券は減損プロジェクトの対象としていないため、その他有価証券の債券に関する記載は、内容を変更せずに金融商品実務指針改正案に引き継ぐことが考えられる。

15. 一方、満期保有目的の債券における償却原価の算定については、金融商品実務指針改正案第 70 項において従来の償却原価法ではなく、実効金利法による償却原価法を用いることとしている。このため、金融商品会計 Q&A　Q26 の満期保有目的の債券における償却原価の算定についての記載は削除することが考えられる。また、本資料第 3 項及び第 4 項記載の全体的な用語の置換えを行うことが考えられる。

事務局提案

16. 本資料第 13 項から前項の分析に基づき、前項のとおり、金融商品会計 Q&A Q26 を見直すことが考えられるがどうか。具体的な文案については、審議事項(2)-6 を参照されたい。

(Q38)

分析

17. 金融商品会計 Q&A　Q38 は、債権を取得した場合において、取得差額の大部分が信用リスクに基づくものである場合の償却原価法の適用に関する Q&A であり、現行の金融商品実務指針第 105 項の適用を示す設例である。

18. ここで、現行の金融商品実務指針第 105 項については、金融商品実務指針改正案第 105-4 項において、購入又は組成した信用減損金融資産の償却原価法を示すように修正することを提案しており、償却原価法の適用に際して、期間配分の方法として実効金利法による利息法によることを示している。このため、金融商品会計 Q&A　Q38 は削除することが考えられる。

事務局提案

19. 本資料第 17 項及び前項の分析に基づき、金融商品会計 Q&A Q38 を削除することが考えられるがどうか。

貸倒見積高の算定方法に関する定めの削除に関する金融商品会計 Q&A の修正

（分析の対象）

20. 現行の金融商品会計 Q&A において、貸倒見積高の算定方法に関する項目は、以下のとおりである。なお、金融商品会計 Q&A　Q42 は、第 545 回企業会計基準委員会等[2]において削除することを事務局より提案しているため、本資料では金融商品会計 Q&A　Q42 を除いた以下の金融商品会計 Q&A の関連修正について検討する。

Q&A	内容
Q40 及び Q41	貸倒実績率法の適用
Q42	直接減額による取崩し
Q46	ゴルフ会員権等の会計処理

[2] 第 545 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 17 日開催）及び第 237 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 15 日開催）を合わせて「第 545 回企業会計基準委員会等」という。

(Q40 及び Q41)

分析

21. 金融商品会計 Q&A　Q40 及び Q41 は、貸倒実績率法又はキャッシュ・フロー見積法に基づく貸倒見積高の算定についての設例又は Q&A である。

22. 貸倒実績率法及びキャッシュ・フロー見積法については、金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針において予想信用損失の定めを設けるため、金融商品実務指針改正案において削除することが提案されている。このため、金融商品会計 Q&A Q40 及び Q41 は削除することが考えられる。

事務局提案

23. 本資料第 21 項及び前項の分析に基づき、金融商品会計 Q&A Q40 及び Q41 を削除することが考えられるがどうか。

(Q46)

分析

24. 金融商品会計 Q&A　Q46 は、預託保証金方式によるゴルフ会員権に対する貸倒引当金の設定について規定している。

25. これに関連し、第 239 回金融商品専門委員会（2025 年 5 月 29 日開催）において、次の意見が聞かれている。

    (1) ステップ 5 の議論の際に予想信用損失モデルを適用しないこととなった敷金や保証金について、どの定めが適用されるのか理解が難しいため、この点を検討して頂きたい。

26. 前項の意見は敷金や保証金に対するものであるが、ゴルフ会員権（預託保証金）も関連すると考えられる。この意見を受けて、事務局において、ステップ 5 に関する対応として、ゴルフ会員権（預託保証金）は予想信用損失モデルの対象外である旨を金融商品実務指針に追加するかどうか検討を行っている。このため、金融商品会計 Q&A Q46 については、金融商品実務指針の改正と合わせて検討を行うことが考えられる。

事務局提案

27. 本資料第 24 項から前項の分析に基づき、金融商品会計 Q&A Q46 はゴルフ会員権に関する金融商品実務指針の改正と合わせて検討を行うことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
本資料第2項から第27項に示したASBJ事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上